

■H31年度 第二計画期間 第一区分事業所 認定ガイドライン改定 新旧対照表

番号	ページ	項目		修正箇所	修正内容
1	P7	第2部 第1章	優良特定地球温暖化対策事業所の仕組みの概要	(1) 認定の申請と効果 特定地球温暖化対策事業所がトップレベル事業所又は準トップレベル事業所であることを都が認めたときは、当該特定地球温暖化対策事業所の削減義務率は、その年度から当該年度が属する削減義務期間の終了年度（第二計画期間にあつては平成31年度）までの期間について、また、当初申請が平成23年度から平成26年度までの間に行われた事業所については、当初申請を行った年度から起算して5年度目の年度までの期間（当該期間の間に再申請された場合にあつても同じ）について、次の値に減少する。	(1) 認定の申請と効果 特定地球温暖化対策事業所がトップレベル事業所又は準トップレベル事業所であることを都が認めたときは、当該特定地球温暖化対策事業所の削減義務率は、その年度から当該年度が属する削減義務期間の終了年度（第二計画期間にあつては平成31年度）までの期間について、また、当初申請が平成28年度から平成31年度までの間に行われた事業所については、当初申請を行った年度から起算して5年度目の年度までの期間（平成31年度以前に再申請された場合にあつても同じ）について、次の値に減少する。
2	P44	評価書・調書の作成上の留意点		ウ型機器の取扱いに係る留意点	ウ型機器の取扱いについて
3	P44	評価書・調書の作成上の留意点		追加	工防災設備等について 通常時使用していない非常用発電設備及び防災設備は、評価対象外とする。
4	P54	調書の作成方法	熱源機器	熱回収ターボ冷凍機、ダブルバンドルターボ冷凍機等、遠心圧縮機による水熱源ヒートポンプで、冷水と温水を同時に製造するもの。	熱回収ターボ冷凍機、ダブルバンドルターボ冷凍機、ターボ冷凍機（温熱源）等、遠心圧縮機による水熱源ヒートポンプで、冷水と温水を同時に製造するもの。
5	P70	I.3.1	ビルエネルギーマネジメントシステム(BEMS)等の導入	□(1) 図表に示す基本BEMS機能又はBEMSの拡張機能の項目を有する装置（BEMSの拡張機能がパソコン等で別システムにより構築されている場合も含む。）が導入され、その機能を日常のエネルギー管理で活用している場合は、次のアからイまでの選択肢の中から該当するものを選択する。	□(1) 図表に示す基本BEMS機能又はBEMSの拡張機能の項目を有する装置（BEMSの拡張機能がパソコン、DDC等で別システムにより構築されている場合も含む。）が導入され、その機能を日常のエネルギー管理で活用している場合は、次のアからイまでの選択肢の中から該当するものを選択する。
6	P78	I.3.7	空調の使用量に応じた課金体系の導入	テナント空調料金の課金方法に、熱量及び電力量など使用量に応じた課金体系が導入されているか。	主たる用途のテナント空調料金の課金方法に、熱量及び電力量など使用量に応じた課金体系が導入されているか。
7	P106	II 3a.1	高効率熱源機器の導入	高効率熱源機器が、全ての熱源機器（予備機・地域冷暖房受入を含む。）に対して、どの程度導入されているか。	高効率熱源機器が、全ての熱源機器（予備機・地域冷暖房受入を含む。）に対して、どの程度導入されているか。
8	P127	II 3a.19	冷却塔ファンインバータ制御の導入	【評価区分の記載】 + (○)	【評価区分の記載】 ○(+)

9	P144	II 3b. 7	電気室の冷気と暖気が混合しない設備の導入	<p>【評価内容】 情報通信施設の電算室で、冷気と暖気が混合しないようなルーム設備又はラック設備が、全ラック数に対して、どの程度の割合で導入されているか。 【取組状況の程度を選択又は記入に係る判断基準】 <input type="checkbox"/> (1) 情報通信施設の電算室で、冷気と暖気が混合しないようなルーム設備又はラック設備が導入されている場合は、全ラック数に対する割合を選択する。 【検証チェック項目】 <input type="checkbox"/> 全ラック数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。</p>	<p>【評価内容】 情報通信施設の電算室で、冷気と暖気が混合しないようなルーム設備又はラック設備が、全ラック台数に対して、どの程度の割合で導入されているか。 【取組状況の程度を選択又は記入に係る判断基準】 <input type="checkbox"/> (1) 情報通信施設の電算室で、冷気と暖気が混合しないようなルーム設備又はラック設備が導入されている場合は、全ラック台数に対する割合を選択する。 【検証チェック項目】 <input type="checkbox"/> 全ラック台数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。</p>
10	P158	II 3b. 21	大温度差送風空調システムの導入	<p>低温送風による大温度差送風空調システム（冷房吹出温度差12℃以上の場合に限る。）が、空調機ファン総電動機出力（外調機、エレベーター機械室及び電気室を除く。）に対して、どの程度の割合で導入されているか。</p>	<p>低温送風による大温度差送風空調システム（冷房吹出温度差12℃以上の場合に限る。）が、空調機ファン総電動機出力（外調機、エレベーター機械室及び電気室を除く。）に対して、どの程度の割合で導入されているか。</p>
11	P166	II 3b. 29	電算室の局所冷房設備の導入	<p>【評価内容】 情報通信施設の電算室で、高発熱領域に対する局所冷房設備が、全ラック数に対して、どの程度の割合で導入されているか。 【取組状況の程度を選択又は記入に係る判断基準】 <input type="checkbox"/> (1) 情報通信施設の電算室※1で、高発熱領域※2に対して局所冷房設備が導入され、次のアからイまでの全てを満たす場合は、全ラック数に対する割合を選択する。 【検証チェック項目】 <input type="checkbox"/> 全ラック数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。</p>	<p>【評価内容】 情報通信施設の電算室で、高発熱領域に対する局所冷房設備が、全ラック台数に対して、どの程度の割合で導入されているか。 【取組状況の程度を選択又は記入に係る判断基準】 <input type="checkbox"/> (1) 情報通信施設の電算室※1で、高発熱領域※2に対して局所冷房設備が導入され、次のアからイまでの全てを満たす場合は、全ラック台数に対する割合を選択する。 【検証チェック項目】 <input type="checkbox"/> 全ラック台数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。</p>
12	P167	II 3b. 30	高効率厨房換気システムの導入	<p>【評価内容】 高効率厨房換気システム（置換換気、給排気形フード又はガス消費量連動制御）が、全厨房箇所数に対して、どの程度の割合で導入されているか。（テナント設置分を除く。） 【取組状況の程度を選択又は記入に係る判断基準】 <input type="checkbox"/> (1) 厨房に高効率厨房換気システムが導入され、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、全厨房箇所数に対する割合を選択する。 ア 扉面付近又は壁づたいに給気して温度成層を形成し、天井全体で排気を捕集する置換換気システムが導入されている。</p>	<p>【評価内容】 高効率厨房換気システム（置換換気、給排気形フード又はガス消費量連動制御）が、全厨房箇所数に対して、どの程度の割合で導入されているか。（テナント設置分を除く。） 【取組状況の程度を選択又は記入に係る判断基準】 <input type="checkbox"/> (1) 厨房に高効率厨房換気システムが導入され、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、全厨房箇所数に対する割合を選択する。ただし、テナント設置分は除いてもよい。 ア 扉面付近又は壁づたいに給気して温度成層を形成し、天井全体で排気を捕集する置換換気システムが導入されている。</p>
13	P173	II 3b. 36	気流感創出ファン・サーキュレーションファンの導入	<p>【評価内容】 主たる事務室に気流感創出ファン等、又は大空間にサーキュレーションファンを利用した空調システムが導入されているか。 【取組状況の程度を選択又は記入に係る判断基準】 <input type="checkbox"/> (1) 主たる事務室の床面積1,000㎡以上に気流感創出ファン等を、又は天井高6m以上かつ床面積100㎡以上の大空間にサーキュレーションファンを利用した空調システムが導入されている場合は、「採用」を選択する。</p>	<p>【評価内容】 主たる事務室に気流感創出ファン等、又は大空間にサーキュレーションファンを利用した空調システムが導入されているか。 【取組状況の程度を選択又は記入に係る判断基準】 <input type="checkbox"/> (1) 主たる事務室の床面積1,000㎡以上に気流感創出ファン等を、又は天井高6m以上かつ床面積100㎡以上の大空間にサーキュレーションファンを利用した空調システムが導入されている場合は、「採用」を選択する。</p>

14	P174	II 3c. 1	高効率照明器具の導入	□(3) □台当たり消費電力は、ランプワット数ではなく、照明器具1台当たりの定格消費電力とし、ランプ又は配線を抜いている場合は抜く前の状態のもの、調光可能な照明器具は調光していない時のものとする。また、物販店舗等で照明パターンが複数ある場合の消費電力に、最も床面積の大きいものの消費電力を用いる場合、床面積を主たる室用途の合計床面積、台数を1とし、1台当たりの消費電力[W]は、主たる室用途の合計床面積と最も床面積の大きいものの消費電力[W/m ²]を乗じた値とする。	□(3) □台当たり消費電力は、ランプワット数ではなく、照明器具1台当たりの定格消費電力とし、ランプ又は配線を抜いている場合は抜く前の状態のもの、調光可能な照明器具は調光していない時のものとする。また、物販店舗等で照明パターンが複数ある場合の消費電力に、最も床面積の大きいものの消費電力を用いる場合、 <u>複数ある照明器具それぞれの台数を1とし、1台当たりの消費電力[W]は、1台当たりの消費電力[W]に台数と主たる室用途の合計床面積を乗じて、最も床面積の大きいものの床面積で除した値とする。</u>
15	P183	II 3c. 9	照明の人感センサーによる在室検知制御の導入	照明の人感センサーによる在室・在席検知制御が、廊下、階段室、便所又は湯沸室の床面積に対して、どの程度導入されているか。	照明の人感センサーによる在室・在席検知制御が、 <u>主たる廊下、階段室、便所又は湯沸室の床面積に対して、どの程度導入されているか。</u>
16	P185	II 3c. 10	照明のタイムスケジュール制御の導入	照明のタイムスケジュール制御が、主たる居室、エントランスホール、廊下、便所及び駐車場に対して、どの程度導入されているか。	照明のタイムスケジュール制御が、主たる居室、廊下等の共用部居室、エントランスホール、廊下、便所及び駐車場に対して、どの程度導入されているか。
17	P199	II 3d. 6	便所洗面・湯沸室への局所給湯システムの導入	□(1) 由たる便所の洗面器及び基準階の湯沸室の雑湯用の全てに局所給湯システム※1が導入されている場合は、「採用」を選択する。	□(1) 由たる便所の洗面器の給湯及び基準階の湯沸室の雑湯用の全てに局所給湯システム※1が導入されている場合は、「採用」を選択する。
18	P214	II 3f. 5	高効率ブロワ・その他設備に係る高効率ポンプの導入	【評価項目の概要と特徴】 (1) □ロアは、電動機の高効率化と省エネ制御を組み合わせることで、ブロアの消費電力の削減が可能となりCO2削減につながる。	【評価項目の概要と特徴】 (1) □ロワは、電動機の高効率化と省エネ制御を組み合わせることで、ブロアの消費電力の削減が可能となりCO2削減につながる。
19	P222	III 1a. 4	熱のエネルギー効率の実績	緩和処置 2016年度以前の認定の場合は一般項目とする。	緩和措置 2015及び2016年度の認定の場合は一般項目とする。
20	P247	III 1b. 12	エレベーター機械室・電気室の室内設定温度の適正化	エレベーター機械室及び電気室の室内設定温度の適正化が、全エレベーター機械室数及び全電気室数に対して、どの程度の割合で実施されているか。	エレベーター機械室及び電気室（UPS・蓄電池専用室を除く。）の室内設定温度の適正化が、全エレベーター機械室数及び全電気室数に対して、どの程度の割合で実施されているか。
21	P249	III 1b. 14	エレベーター機械室・電気室の空調機の給気・還気設定温度の適正化	ア室内温度とは別に設定が可能な空調機の給気設定温度又は還気設定温度が18℃以下（機器の性能上18℃以下にならない場合は、その機器の最低設定温度）に設定され、その実施記録がある。	ア空調機の給気設定温度又は還気設定温度が、室内温度とは別に設定が可能な場合であって、その設定温度が18℃以下（機器の性能上18℃以下にならない場合は、その機器の最低設定温度）に設定され、その実施記録がある。
22	P269	III 1e. 1	夜間・休日等のエレベーター運転台数の削減	夜間・休日等のエレベーターの運転台数の削減（省エネ運転機能がある場合も実施と見なす。）が実施されているか。	夜間・休日等のエレベーターの運転台数の削減（省エネ運転機能がある場合も実施と見なす。）が実施されているか。
23	P276	III 1f. 6	冷凍・冷蔵設備冷却器の除湿(デフロスト)の実施	冷凍・冷蔵設備冷却器の除霜(デフロスト)が実施されているか。	冷凍・冷蔵設備冷却器の除霜(デフロスト)（ <u>着霜制御がある場合も除霜実施と見なす。</u> ）が実施されているか。
24	P291	III 2c. 2	照明器具の清掃及び定期的なランプ交換	追加	□(2) 照明器具の定期的なランプ交換については、LED照明は評価の対象外とする。
25	P302	別表第1		III 1f. 2非稼働エリアのエア供給弁の閉止が現地確認「全数」	「不要」に修正